

介護保険制度改正

介護保険制度は、介護が必要な人が適切なサービスを受けられるように、社会全体で支え合うことを目的として平成12年にスタートしました。この制度は3年ごとに見直され、令和3年度はその見直しの年にあたります。



令和3年度の主な変更点

4月から

▶介護サービス費用の変更



介護報酬が全体で0.7%上がり、介護事業所へ支払う費用が一部を除き変更になりました。

▶要介護認定(更新)の有効期限を延長

最長 **36** カ月 ➡ 最長 **48** カ月

要介護認定を更新する際の二次判定において、直前の要介護度と同じ要介護度と判定された人については、認定の有効期限の上限が最長で36カ月から48カ月に延長となりました。

8月から

▶施設入所者等に対する食費・居住費(滞在費)の軽減の見直し



介護保険施設入所(短期入所)における食費・居住費(滞在費)の軽減の対象者の要件と食費の負担限度額が変更されました。

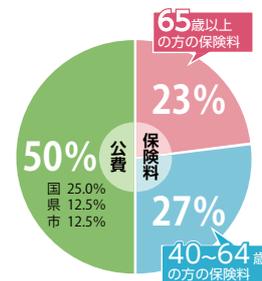
▶現役並み所得者世帯の高額介護サービス費の見直し

介護保険サービスの1カ月の自己負担の上限について、「現役並みの所得相当」である方の区分を細分化し、医療保険の高額療養費制度の負担上限に合わせた限度額が設定されるようになりました。

介護保険制度の現状

現在の日本では、年金や医療、介護といった社会保障給付費が過去最高を更新し続けています。本市でも、制度開始時は約8,000人だった要介護認定者数が、令和元年度には1万9,700人を超え、サービス給付費も倍以上に増加しています。また、今後少子化により高齢者を支える労働人口が減っていくことが予想されています。

サービス提供のための財源として、保険料と国・県・市の公費で半分ずつ負担しています(右図参照)。介護保険制度を安定して運営していくために、制度の見直しが行われています。





1か月の自己負担額が高額になったときの軽減 … 高額介護サービス費

- ・同じ月に支払った1割、2割又は3割負担の合計額が、世帯の負担上限額を超えた場合に、超える部分について、下記の区分段階に応じて高額介護サービス費として支給されます。
- ・高額介護サービス費の給付を受けるには申請が必要です。この給付の対象となる人には、申請書を郵送しますので、申請手続きをお願いします。
- ・2回目以降の給付は、初回に申し出の口座に振り込みます。(2回目以降申請手続きは不要です。)
- ・福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担分、サービス利用時の食費・居住費等の介護保険給付対象外の利用者負担分は除きます。
- ・第2号被保険者のみの世帯の場合、市町村民税課税世帯は44,400円が上限となります。

段階区分		令和3年7月利用分 までの負担の上限 (月額)	令和3年8月利用分 からの負担の上限 (月額)
市町村民税 課税世帯	世帯に市民税課税者がおり、 世帯の中で、最も所得が高い第 1号被保険者の課税所得が690 万円以上の世帯	(世帯) 44,400円	(世帯) 140,100円
	世帯に市民税課税者がおり、 世帯の中で、最も所得が高い第 1号被保険者の課税所得が380 万円以上690万円未満の世帯		(世帯) 93,000円
	世帯に市民税課税者がおり、 世帯の中で、最も所得が高い第 1号被保険者の課税所得が380 万円未満の世帯		(世帯) 44,400円
市町村民税非課税世帯		(世帯) 24,600円	(世帯) 24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●本人の前年の年金以外の合計所得金額(※1)と課税年金収入額(※2)の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金受給者 		(個人) 15,000円	(個人) 15,000円
<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護の被保護者 ●15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 		(個人) 15,000円 15,000円	(個人) 15,000円 15,000円

※1・・・令和3年8月からは、年金以外の合計所得金額に給与所得が含まれている場合、当該給与所得の金額(所得金額調整控除の適用がある場合は、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えた額)から10万円を調整控除した後の金額を算定に用います。

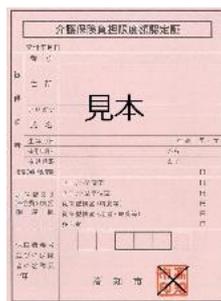
※2・・・課税年金収入額とは、公的年金等の収入金額をいいます。障害者年金・遺族年金等は含まれません。

施設利用時の部屋代と食費の負担軽減

- 介護保険施設などの入所及びショートステイ利用時の部屋代（居住費・滞在費）と食費は全額自己負担ですが、所得に応じた負担限度額により軽減する制度があります。
- 負担限度額の適用を受けるためには、申請が必要です。申請時に、預貯金等の通帳や口座残高の写し等を提出ください。
- 対象となる施設は、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）、地域密着型介護老人福祉施設です。
 - ※通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護などの通所や宿泊サービスの食費・宿泊費、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の部屋代・食費などは、対象外です。

負担限度額認定証

負担段階の認定を受けた人に交付され
ます。
利用する施設に提示してください。
※被保険者の方がお亡くなりになった場合や、高知市から転出される場合は、介護保険課 給付係 又は各地域の窓口センターへご返却ください。



(ピンク色)

▼ 1日あたりの部屋代（居住費・滞在費）と食費の負担限度額

☆印は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の額

【令和3年7月まで】

対象者	負担段階	居住費（滞在費）				食費
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
世帯主及び世帯員並びに本人の配偶者(※1)が市民税非課税かつ預貯金等が一定額以内(※2)の人	第1段階	820円	490円	490円	0円	300円
				☆320円		
	第2段階	820円	490円	490円	370円	390円
第2段階非該当の人	第3段階	1,310円	1,310円	1,310円	370円	650円
				☆820円		
上記以外の人 (負担限度額はありません。記載の費用は国の定める基準費用額です。)	第4段階	2,006円	1,668円	1,668円	377円	1,392円
				☆1,171円		

※1・・・事実上婚姻関係と同様の事情にある人や、世帯分離している配偶者も含まれます。

※2・・・現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託、有価証券、金銀などの時価評価額が容易に把握できる貴金属の額（借金や住宅ローンなどの負債は差し引かれます）が、単身の場合は1,000万円以内、夫婦の場合は2,000万円以内の人が対象となります。

※3・・・詳細はP1をご参照ください。

※4・・・遺族年金（寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む）、障害年金も収入に含めず。（弔慰金、給付金などは対象外）

▼ 1日あたりの部屋代（居住費・滞在費）と食費の負担限度額

☆印は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の額

【令和3年8月以降】

対象者		預貯金等 (※2)	負担 段階	居住費（滞在費）				食費		
				ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設	ショート	
世帯主及び世帯員並びに本人の配偶者(※1)が 市民税非課税かつ預貯金等が一定額以内の人	生活保護 受給者		第1 段階	820円	490円	490円	0円	300円	300円	
	老齢福祉年 金受給者	1,000万円 (2,000万円)				☆320円				
	前年の年金以外の合計所得金額(※3) + 前年の年金収入額(※3) + 非課税年金収入額(※4)	80 万円 以下	650万円 (1,650万円)	第2 段階	820円	490円	490円	370円	390円	600円
							☆420円			
		80 万円 超	550万円 (1,550万円)	第3 段階 ①	1,310円	1,310円	1,310円	370円	650円	1,000円
			☆820円							
	120 万円 超	500万円 (1,500万円)	第3 段階 ②	1,310円	1,310円	1,310円	370円	1,360円	1,300円	
						☆820円				
上記以外の人 (負担限度額はありま せん。記載の費用は国 の定める基準費用額で す。)		超過	第4 段階	2,006円	1,668円	1,668円	377円	1,445円	1,445円	
						☆1,171円				☆855円

※1・・・事実上婚姻関係と同様の事情にある人や、世帯分離している配偶者も含まれます。

※2・・・現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託、有価証券、金銀などの時価評価額が容易に把握できる貴金属の額（借金や住宅ローンなどの負債は差し引かれます）が、基準額以下（（ ）内の金額は夫婦の場合（1,000万円上乘せ）の方が対象です。

また、第2号被保険者（40歳以上～65歳未満）の上限額は、これまで同様、1,000万円（夫婦2,000万円）以下の方が対象です。

※3※4・・・詳細はP1をご参照ください。